

東京都マンション環境性能表示基準

令和2年2月28日告示第222号（全部改正）

第1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の2第1項の規定により、マンション環境性能表示の表示方法その他の事項に関する基準を定めることを目的とする。

第2 マンション環境性能の評価基準

マンション環境性能の評価は、条例第23条の3の2第1項に規定するマンション建築主が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第13条の2第1項各号に掲げる措置ごとに、東京都建築物環境配慮指針（平成21年東京都告示第1336号）で定める評価基準（以下「建築物評価基準」という。）の段階に基づき、別表に掲げる基準により行う。

当該評価は星印（★）を用いて表すこととし、上位から順に（★★★）、（★★☆）及び（★☆☆）とする。

第3 マンション環境性能表示の様式

別記様式のとおりとする。

第4 マンション環境性能表示の表示方法の基準

- (1) マンション環境性能表示は、規則第13条の3第2項に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすい場所に1箇所以上表示すること。
- (2) マンション環境性能表示を構成する文字、記号及びイラストは、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。
- (3) 印刷上の制約等から規定された色を使用することができない場合は、規定された色の代わりに黒を使用してもよい。この場合、(2)に反しないものとする。
- (4) 同一敷地内にある複数のマンションを同一広告に掲載する場合は、マンションごとにマンション環境性能表示を表示するものとし、マンションと当該マンション環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価のマンションが複数ある場合、同一評価のマンションについては一つのマンション環境性能表示によることができるものとする。

第5 広告面積の算出基準等

- (1) 規則第13条の3第4項に規定する広告の面積は、一つの広告にマンションの広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該マンションの広告面積を基準とする。
- (2) マンションの広告と他の広告とが明確に区分されていない場合は、マンションの広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に一番近い文字、数字、記号、イラスト、写真等の隣接側の端と端の中間の位置を広告の境界と判断して、面積を算出する。

別記様式



備考

- 1 マンション環境性能表示の大きさは、縦37mm以上、横60mm以上とすること。
- 2 マンション環境性能表示の色は、次のとおりとする。

区 分	色（4色分解による色指定）
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草（C：15%、Y：20%）
その他の部分	黄緑（C：65%、M：5%、Y：100%）

- 3 「2020年度基準」とは、令和2年4月1日に改正された東京都マンション環境性能表示基準により評価したことをいう。

附 則（令和2年2月28日告示第222号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。